

憲法訴訟のいま

第1回 安保法制違憲訴訟 その1

憲法問題対策センター事務局長 棚橋 桂介 (66期)



新連載として「憲法訴訟のいま」が始まります。この連載では、現在進行中の憲法訴訟として安保法制違憲訴訟と選択的夫婦別姓訴訟を中心に上げつつ、その他の近時の憲法訴訟についても取り上げる予定です。

今回は、「安保法制違憲訴訟 その1」として、2024（令和6）年2月22日に早稲田大学の長谷部恭男教授を講師に招いて行われた「緊急企画 安保法制違憲訴訟 仙台高裁判決（2023年（令和5年）12月5日言渡）を検討する～何が認められ 何が足りないのか～」(以下「本企画」といいます) について報告します。

1 本企画の位置づけ

本企画は、安保法制違憲訴訟のうち福島地裁いわき支部に提起された訴訟（以下「本事件」という）の控訴審判決（以下「本判決」という）が2023（令和5）年12月5日に仙台高裁で言い渡され、そこで一定の憲法判断がなされたことから、急遽開催されたものである。

従来、政府は、外国の我が国に対する武力攻撃に対処する個別的自衛権と異なり他国に加えられた武力攻撃を阻止する集団的自衛権の行使は憲法上許されず、これを認めるには憲法改正が必要であるとの憲法解釈を確立・堅持していたが、2014（平成26）年7月1日、憲法解釈を変更して集団的自衛権行使を容認する閣議決定（以下「7・1閣議決定」という）がなされ、2015（平成27）年5月、集団的自衛権行使を含む安全保障関連法案が国会に提出された。同年6月4日には長谷部教授を含む参考人の憲法学者3名が衆議院憲法審査会で同法案を違憲と断じ、憲法学者のみならず、元内閣法制局長官ら、元最高裁判事らも違憲との見解を表明し、日弁連及び全国の全ての弁護士会が違憲の同法案を撤回すべきとの声明等を発出するなど、同法案の違憲性は明白な状況となっていたが、それにも拘わらず、同年9月19日、同法案は

強行採決された。

安保法制違憲訴訟は、同盟体制の復活を招く危険、戦争を誘発し拡大させる危険、集団安全保障体制を瓦解させる危険を孕み、現行憲法の下では許されず認めるには憲法改正を行う必要があった集団的自衛権の行使が、国民を憲法改正手続に参加させないまま認められてしまったことに対し、裁判所による違憲判断を求めて提起された訴訟である。この安保法制違憲訴訟は、憲法規範そのものの変動、立憲主義違反を問題の中核とする点で従来の平和訴訟と一線を画し、全国22の地裁で25の訴訟が提起されている。その中には明白に違憲の立法を行った行為に対する国家賠償請求と、集団的自衛権の行使としての防衛出動命令等に対する差止等請求があるが、本事件は国家賠償請求事件なので、以下ではそれを前提に述べる。

安保法制違憲訴訟は、現在その多くが控訴審・上告審に係属しているが、本判決までは、国賠法上保護される権利・利益の侵害がないとして一切の憲法判断を行わない判決が続いていた。その中で本事件では、長谷部教授が証言を行い、初めて一定の憲法上の判断に踏み込む内容の本判決（主文では控訴人ら（一審原告ら）の請求を棄却）が出されたものである。

2 長谷部教授による本判決の分析



長谷部恭男教授

本項のうち以下の内容は、本企画において長谷部教授が示した本判決の分析を筆者がまとめたものである。

本判決は、7・1閣議決定による解釈変更の結果が憲法9条1項の下で許される武力の行使の限界を超えると解する余地はあるものの、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする武力の行使は、我が国が武力攻撃を受けた場合と同

様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況が、客観的、合理的に判断して認められる場合に限られるという厳格かつ限定的な解釈の下に運用されるのであれば、変更後の解釈の下での集団的自衛権の行使の違憲性が明白であると断定することまではできないとした。

素直に考えれば、他国への攻撃によって、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況は、現実には存在しない。つまり、本判決の言う厳格な解釈を前提とすると、集団的自衛権の行使は実際には不可能だというのが本判決の隠された含意である。そうである以上、2014（平成26）年の解釈変更は明白に違憲とは断定することができないし、憲法の実質的「改正」もなされていないということになる。

本判決は限定解釈をしたと受け取られることもあるが、通常の意味における限定解釈ではなく、集団的自衛権の実際の行使を否定する「限定解釈」である。原告団の求めた成果は、事実上、獲得されている。

譬え話として、アイスクリームが好きだが食べ過ぎは身体によくないと思っている人がいて、アイスクリームを食べるのは自宅にいるときだけ、外出先ではアイスクリームは食べないというルールを作ったとしよう。ところが彼はある日、外出先にいると同時に自宅にもいるという例外的な場合には、外出先でもアイスクリームを食べてもよいとルールを変更することにした。これに対する普通の反応は、そんな筋の通らないルールに変えることはできないはずだ、そんなおかしいルールでは自分の行動を律することさえできないというものだろう。そもそも外出先にいると同時に自宅にもいるなどということがあはずがない。しかし、もう一つの反応が考えられる。外出先にいると同時に自宅にもいることは現実には不可能だ。ということは、今後も外出先ではアイスクリームを食べることはできないということだ。あなたはルールを変えたと言っているが、実はルールは変わっていないというものである。

本判決は後者の立場をとっている。他国が攻撃されたにも拘わらず、日本が直接攻撃されたのと同様の損害を日本が被ることは、現実にはあり得ない。つまり、集団的自衛権の行使は実際には不可能だというのが本判決の真意である。

しかし、本当の問題は、これが7・1閣議決定の正しい理解と言えるかという問題である。譬え話に即して言えば、外出先にいると同時に自宅にもいるという事態を想定すること自体、この人は正常な判断能力が損なわれているのではないかという懸念がある。つまり、他国が攻撃されたにも拘わらず日本が直接攻撃されたのと同様の損害を被る事態を想定すること自体、内閣法制局は正常な判断能力が損なわれてしまったのではないかという懸念である。そうした懸念があるからこそ、本判決は7・1閣議決定による解釈変更が違憲であると解釈する余地はあると言っている。しかし、そうした懸念にも拘わらず、素直に考えれば集団的自衛権の行使は現実には不可能だという結論が導かれる以上、この解釈変更が明白に違憲であると断定することまではできないというのが、本判決の出した結論だということになる。

3 まとめ

長谷部教授の分析は、本事件で同教授の尋問を担当した筆者が本判決に対して抱いた感覚とも一致し、説得力のあるものであった。しかし、本判決をそのまま放っておいては、本判決が合憲判断をしたといった誤った理解が広まってしまう。本判決の正しい読み方を市民に伝え、権力による憲法規範の破壊は許さないという毅然とした態度を今後も示していくことが、法律専門家である我々には求められている。

なお、本判決について、当会は、2024（令和6）年3月25日に「安保法制違憲訴訟仙台高裁判決を受け、改めて裁判所に違憲審査権の適切な行使を求める会長声明」を発出している（本誌41頁）。